

グリーン購入法基本方針の特定調達品目及びその判断の基準等
- 公共工事に関する記述（案） -

公共工事

(1)品目及び判断の基準等

【特定調達品目】

公共工事

【判断の基準】

契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる別表 - 1 に示す資材又は建設機械の使用を義務づけていること。

【配慮事項】

義務づけに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2)目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

別表 - 1

資材、建設機械の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		資材等の 判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	再生木質ボード	パーティクルボード	別表 - 2
			繊維板	
			木毛セメント	
		タイル	陶磁器質タイル	
		セメント	高炉セメント	
			フライッシュセメント	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	
			再生骨材等	
	小径丸太材	間伐材		
	電線	EM 電線		
	建設機械	-	排出ガス対策型建設機械	
低騒音型建設機械				